

(17番)
17番
3月

1964年度宜野湾市議会定例会議録

1. 1964年9月9日第17回宜野湾市議会定例会を市役所会議室に招集された。

2. 招議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久	2番	北嘉	3番	亮六	4番	久村
4番	豪太郎	5番	川石	6番	仲安	5番	里川
7番	豊富	8番	田川	9番	大正	6番	城村
10番	信盛	11番	川石	12番	繁永	7番	豊安
12番	稻嶺	14番	仲村	15番	永寿	8番	大宮
13番	正正弘	17番	喜伊	20番	仲伸	9番	昌光
15番	又吉						
16番	伊佐						
17番	官里						
21番	古波藏						
	清次郎						

3. 不応議員は次の通りである。

13番 中里 幸助 19番 武島 行男

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により説明のため出席した者は次の通りである。

市長 仲村 春勝 助役 具屋 真徳 総務課長 松川 正義
建設課長 島袋 昌光

7. 議会事務局の出席者

局長 宮城 光雄 書記 照屋 義島 美由 知念 善光

8. 議事日程は次の通りである。

日程第1. 会期の決定について

日程第2. 議事録署名議員の指名について

日程第3. 議案第3・8号財産(土地)の取得(購入)について

日程第4. 議案第3・9号 土地無償貸与について

9. 言論のてん本

1964年度宜野湾市議会定例会々議録

1. 1964年9月9日第17回宜野湾市議会定例会を市役所会議室に招集された。

2. 応招議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久豪太郎	2番	比嘉定	3番	天久安	4番	果明昇
4番	安次富盛信	5番	石川真	6番	仲里安	7番	昇昌光
7番	稻嶺正幸	8番	石田美	9番	大川城	10番	大宮仲
10番	又吉正弘	11番	石川繁	12番	宮城村	13番	村島豊
13番	伊佐真得	14	仲村喜	15番	佐喜永	16番	佐寿
16番	宮里敏行	17番	佐貞	20番	仲壽	21番	古波藏清次郎

3. 不応召議員は次の通りである。

18番 中里幸助 19番 長島行男

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応召議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により説明のため出席した者は次の通りである。

市長 仲村春勝 助役 吳屋眞徳 総務課長 松川正義
議事課長 島袋昌兼

7. 議会事務局の出席者

局長 宮城光雄 書記 横尾義 島袋真由 知念善光

8. 議事日程は次の通りである。

日程第1. 会期の決定について

日程第2. 議事録署名議員の指名について

日程第3. 議案第38号財産(土地)の取得(購入)について

日程第4. 議案第39号 土地無償貸与について

9. 会談のてん末

議長～出席議員 16 名であります。市町村自治法第 53 条の規定により議会は成立いたしますので、只今より第 17 回宜野湾市議会定例会を開会いたします。(午前 10 時 40 分)

議長～暫休憩致します。(午前 10 時 42 分)

議長～再開致します。(午前 10 時 42 分)

議長～直ちに本日の会議を開きます。

議長～日程第 1、会期の決定についてをお諮りいたします。

議長～暫休憩致します。(午前 10 時 54 分)

議長～再開致します。(午前 10 時 59 分)

議長～1 番議員、4 番、3 番議員の出席を報告致します。

議長～休憩中に話し合ました様に、本会期を本日より 23 日までの 15 日間とすることに御異議ございませんか？

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がない様でありますので、本会期を本日より 23 日までの 15 日間とすることを決定致します。

議長～日程第 2、会議録署名議員の指名についてお諮りいたします。

議長～暫休憩致します。(午前 11 時 2 分)

議長～再開致します。(午前 11 時 6 分)

議長～本室についても休憩中に話し合いました様に議長指名とすることに御異議ございませんが、

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め議長指名といたします。
9 番 安里安明 17 番 伊佐貞寿の両議員にお願いします。

議長～暫休憩致します。(午前 11 時 7 分)

議長～再開致します。(午前 11 時 26 分)

議長～出席議員 16名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成立いたしますので、只今より第17回宜野湾市議会定例会を開会いたします。(午前10時40分)

議長～暫休憩致します。(午前10時42分)

議長～再開致します。(午前10時52分)

議長～直ちに本日の会議を開きます。

議長～日程第1.会期の決定についてをお詰りいたします。

議長～暫休憩致します。(午前10時54分)

議長～再開致します。(午前10時59分)

議長～1番議員、4番、3番議員の出席を報告致します。

議長～休憩中に話し合いました様に、本会期を本日より23日までの15日間とすることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がない様でありますので、本会期を本日より23日までの15日間とすることに決定致します。

議長～日程第2.会議録署名議員の指名についてお詰りいたします。

議長～暫休憩致します。(午前11時2分)

議長～再開致します。(午前11時6分)

議長～本案についても休憩中に話し合いました様に議長指名とすることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め議長指名といたします。

9番 安里安明 17番 伊佐貞寿の両議員にお願いします。

議長～暫休憩致します。(午前11時7分)

議長～再開致します。(午前11時26分)

議長～日程第3回議案第38号「財産(土地)の取得(購入)についてを議題いたします。事務局長をして朗読せしめます。

議長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

市長～提案理由に示した通りであります。専詳しいことについては皆様方の御質問に感じたいと思います。宜しく御審議を願いいたします。

議長～本案に対する質疑を求める。

議5番～中部商業高校の誘致に關し當ては、住民も要望しているのは御承知の通りであります。そこまで持つてこれらた當局並びに關係者に對してその御苦勞に対して非常に感謝の氣持は要りません。只一つここでその敷地買上げに対しまして案件に表示された6ドル並びに8ドルと云う坪当の設定はたとえいかなる事情があるにせよ、私には適正なる評価だとは考えられないであります。そこでこの6ドル、8ドルを妥当だといふうな線でそこに設定して、そして議会に案件として出でおりますが、もう少し詳しく地主との間にこの金額が合意に達するまでの経過の行先を具体性をおびた所の説明をして戴く様うお願ひします。

議長～暫休憩致します。(午前11時30分)

議長～再開致します。(午前11時32分)

市長～商業学校敷地として、これを購入するに適正なる値段と思うかどうかという御質問ですか。

議長～暫休憩致します。(午前11時33分)

議長～再開致します。(午前11時34分)

市長～現状の土地の値段を又商業学校敷地としての土地の値段も、すべて加味されております。そして適正であると考えております。

5番～それでは仮に商業学校用地として必要だから、當局がこの土地を求めるなければならない立場にあります。仮にこういう理由がない場合に商業学校用地として必要あるという理由がない場合において、市長はその辺一帯の土地をやはり坪当り6ドル・8ドルと云うふうに評価されますが。

市長～これについては事実5号線の近くに出たもので、私の家の前にも8ドル50セントで売ったものがありますし、又土地においても、と場の近くに8ドル50セントのものが出ておりますので、今度の場合の評

議長～日程第3、議案第38号、財産(土地)の取得(購入)についてを議題といたします。事務局長をして朗読せしめます。

議長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

市長～提案理由に示した通りであります。専詳しいことについては皆様方の御質問に応じたいと思います。宜しく御審議を御願いいたします。

議長～本案に対する質疑を求めてます。

議5番～中部商業高校の誘致に関しましては、住民も要望しているのは御承知の通りであります。そこまで持つてこられた当局並びに関係者に対してその御苦勞に対して非常に感謝の気持はござりません。只一つここでその敷地買上げに対しまして案件に表示された6ドル並びに8ドルと云う坪当の設定はたとえいかなる事情があるにせよ、私には適正なる評価だとは考えられないであります。そこでこの6ドル・8ドルを妥当だというふうな線でそこに設定して、そして議会に案件として出しておりますが、もう少し詳しく地主との間にこの金額が合意に達するまでの経過の行先を具体性をおびた所の説明をして戴く様にお願いします。

議長～暫休憩致します。(午前11時30分)

議長～再開致します。(午前11時32分)

市長～商業学校敷地として、これを購入するに適正なる値段と思うかどうかという御質問ですか。

議長～暫休憩致します。(午前11時33分)

議長～再開致します。(午前11時34分)

市長～現状の土地の値段も又商業学校敷地としての土地の値段も、すべて加味されております。そして適正であると考えております。

5番～それでは仮に商業学校用地として必要だから、当局がこの土地を求めるなければならない立場にあります。仮にこういう理由がない場合に商業学校用地として必要あるという理由がない場合において、市長はその辺一帯の土地をやはり坪当り6ドル・8ドルと云ふうに評価されますか。

市長～これについては事実5号線の近くに出たもので、私の家の前にも8ドル50セントで売ったものがありますし、又土地においても、と場の近くに5ドル50セントのものが出ておりますので、今度の場合の評

儀については、政府の管財課もその資料をもつて来て、その縁ならば大体行けると云うので昨日の通知は下したものと思い私達としても又たとへ商業学校なくとも、地主にぎせいのない様にこれだけならば売つてもよい、買つてもよいと云う公正の値段で書類を出してくれといふ話してもつて来ましたので、今度の購入は商業学校の敷地ということになつておりますので、商業学校の敷地ということになつておりますので商業学校の敷地にて、これでよいし又開闢の値段においても、地主やその關係者の方に大きなぎせいがないものとして私達は今の縁を出した所であります。

5番～もち論土地購入におきましては、相手の地主側にいかなる理由にあるにせよ、ぎせいを強ることは出来ません、私の質問はあくまでもその点とは別であります、適正な評価設定に対するのがポイントであります、そこでその交渉にあたりまして現在当局との間に6ドルと8ドルの縁で地主との間に合意に達しておりますが、最初地主側が示めした通りの最高値はいくらでありますか。

市長～平均8ドルであります。

5番～それに対しまして当局側が買い求める立場として相手側に示めした金額はいくらでございますか、平均でも結構です、或は最高でも結構です。

市長～先き申し上げました様に私達としては出来るだけ安い所で政府が了解するならば、上の5号線に近い所でと云うじやなしに、あの頃は地主との折衝ではございません、貝都落の代表の方とその辺なら4ドルから5ドル以下ではないですかと云う話をして聞いておりましたので、それを基準にもつて政府の予算を取る頃は話しておりましたが、途中で変更してこの平均8ドルになつたから、それではどうしても政府としては頭をたてに振ることはないから荷んとかしてこれを安くしてもらいたいという折衝で当つただけで、これだけならば買うというふうな値段はどちらからも打ち出しておりません。

5番～これは個々の地主と申しますよりも、いわゆるこの個人の地主の方の代表という立場の何者かの間にこの土地買賣の話はつけだれたんですか、代表と云うよりは何名かの方と。

市長～これについては、真柴原、猪如吉も大体にているが、真柴原の場合は期成会というのを作つて、猪如吉の場合には部落の役員の方でこの地主は折衝はして戴きました、そして自着会長さんがこれをまとめて私の所に報告して一説になつて、その縁ならば売つてもよいと云う契約が出来るという承認を得てあるというので、一応その資料は文教局には報告して、そして一人一人には色々意見とか、難しい所もありましたが、1番最後に部落の方で宋だこの人の福を契約書を得ることが出来ないので、それについて市の方も一緒になつて折衝してもらいた

価については、政府の管財課もその資料をもつて来て、その鰐ならば大体行けると云うので昨日の通知は下したものと思い私達としても又たとへ商業学校なくとも、地主にぎせいのない様にこれだけならば売つてもよい、買つてもよいと云う公正の値段で書類を出してくれという話してもつて来ましたので、今度の購入は商業学校の敷地ということになつておりますので、商業学校の敷地にて、これでよいし又開墾の値段においても、地主やその関係者の方に大きなぎせいがないものとして私達が今の線を出した訳であります。

5 番～もち論土地購入におきましては、相手の地主側にいかなる理由にあるにせよ、ぎせいを強ることは出来ません。私の質問はあくまでもその点とは別であります。適正な評価設定に対するのがポイントであります。そこでその交渉にあたりまして現在当局との間に6ドルと8ドルの線で地主との間に合意に達しておりますが、最初地主側が示めした通りの最高額はいくらでありますか。

市長～平均8ドルであります。

5 番～それに対しまして当局側が買い求める立場として相手側に示めした金額はいくらでございますか。平均でも結構です。或は最高でも結構です。

市長～先き申し上げました様に私達としては出来るだけ安い所で政府が了解するならば、上の5号線に近い所でと云うじやなしに、あの頃は地主との折衝ではございません。只部落の代表の方とその辺なら4ドルから5ドル以下ではないですかと云う話を聞いておりましたので、それを望みにもつて政府の予算を取る頭は話しておりましたが、途中で変更してこの平均8ドルになつたから、それではどうしても政府としては頭をたてに振ることはないから何んとかしてこれを安くしてもらいたいという折衝で当つただけで、これだけならば買うというふうな値段はこちらからは打ち出しておりません。

5 番～これは個々の地主と申しますよりも、いわゆるこの個人の地主の方の代表という立場の何名かの間にこの土地買賣の話はつけだれたんですか。代表と云うよりは何名かの方と。

市長～これについては、真栄原、浅野吉も大体にているが、真栄原の場合は期成会といふのを作つて。浅野吉の場合には部落の役員の方でこの地主は折衝はして戴きました。そして自治会長さんがこれをまとめて私の所に報告して一話になつて、その線ならば売つてもよいと云う契約が出来るという承諾を得ておるというので、一応その資料は文教局には報告して、そして一人一人には色々意見とか、難しい所もありましたが、1番最後に部落の方で未だこの人の何を契約書を得ることが出来ないので、それについては市の方も一諸になつて折衝してもらいた

いということです。最後にいつたその1件が宅地の方でありますと、それでこちらから行くのは三枝と教務課長出身の議員の方とそれから教育委員の方と総務課長を加えてそしてそのお家を訪問したら、実は1戸屋敷ということになつておるんだが、貴殿のものは築が大きいから1棟は全部8ドルにするからという約束で1番最後の解決はつけたことになります。

5 普～先程休憩中の間に一言申し上げましたが、地目毎の合計坪数を御説明願います。

総務課長～畑の方が21畳、その下の方に6,108坪、それから山林3,123坪ほ
地3,297.67坪、原野6.9坪合計12,597.67坪であります。

5 普～土地売買契約の第6条についてを説明願います。私が説明を求めておりますのは、登記に関する費用負担でありますか、それとも登記行為そのものだけをいろいろのか。

総務課長～主に費用というものが主体になりますが、一応そななりますと行為自体の形式においては一応こういう様な色々分類をすべきであるといふふうな意味であります。第6条では登記申請についてはいわゆるこの契約締結及び前条に規定する登記申請については乙が前提登記の手続をすると、そうすると前条の5条では乙は売買土地の所有権登記に必要な書類をこの契約締結後遅滞なく甲に提出すると、それによつて登記申請がなされる訳であります。その場合にこの所有権登記については、2割り寄せられ思す、一応保存登記。それから分担すべきものは分筆登記。そういう何の売買登記の場合には前提登記がござりますがその分は乙が手續をすると、今度は早は所有権の移転登記をするという様ないろいろ分類の契約であります。

5 普～この案件に示された通り買上げ行為をいたしました場合に、いずれ後日所有権移転の登記をしなければならないということになりますが、その場合におきましては、70,000ドル余の不動産の取得登記をすることになりますが、それに対する登記税はいくら位になりますか。

総務課長～その辺の所は未だ調査してございませんが、登記については行政法人であります市町村の場合には、そういう税金はつかなかつたと思つております。未だ確定的な調査をしておりませんが、

5 普～結局地方自治体と政府という様な公團体間の行為でありますからそういうふうな登記税は免稅になるという前提で、当局はこの問題を取り込んでおられますか。それとも免稅になるという判断の元に、或は予想の元にどちらですか。

総務課長～現在は判断の下であります。たゞ税金の事につきましては、山形県の

いということで、最後にいつたその1件が宅地の方であります、それでこちらから行くのは三役と帰教校区出身の議員の方とそれから教育委員の方と総務課長を加えてそしてそのお家を訪問したら、実は1屋敷ということになつておるんだが、貴殿のものは筆が大きいから1筆は全部8ドルにするからという約束で1番最後の解決はつ掛けしたことになつております。

5 晴～先程休憩中の時間に一言申し上げましたが、地目毎の合計坪数を御説明願います。

総務課長～畠の方が21筆、その下の方に6.108坪、それから山林3.123坪ほ
地3.297.67坪、原野6.9坪合計12,597.67坪であります。

5 晴～土地売買契約の第6条についてご説明願います。私が説明を求めておりますのは、登記に関する費用負担でありますか。それとも登記行為そのものだけをいうているのか。

総務課長～主に費用というものが主体になりますが、一応そうなりますと行為自体の形式においては一応こういう様な色々分けをすべきであるというふうな意味であります。第6条では登記申請についてはいわゆるこの契約締結及び前条に規定する登記申請については乙が前提登記の手続きをすると、そうすると前条の5条では乙は売買土地の所有権登記に必要な書類をこの契約締結後遅滞なく甲に提出すると、それによつて登記申請がなされる訳でありますが、その場合にこの所有権登記については、2割り考え方られます。一応保存登記、それから分筆すべきものは分筆登記そういう何の売買登記の場合は前提登記がございますがその分は乙が手続をすると、今度は甲は所有権の移転登記をするという様ないろいろ分けの契約であります。

5 晴～この案件に示された通り買上げ行為をいたしました場合に、いずれ後日所有権移転の登記をしなければならないということになりますが、その場合におきましては、70.000フラン余の不動産の取得登記をすることになりますが、それにに対する登記税はいくら位になりますか。

総務課長～その辺の所は未だ調査してございませんが、登記については行政法人であります市町村の場合には、そういう税金はつかなかつたと思つております。未だ確定実な調査はしておりませんが、

5 晴～結局地方自治体と政府という様な公共団体間の行為でありますからそういうふうな登記税は免稅になるという前提で、当局はこの問題に取り込んでおられますか。それとも免稅になるという判断の元に、或は予想の元にどちらですか。

総務課長～現在は判断の下であります。

5 番～清一判断があやまつて出なくてはいかないという場合になつた場合にも備えて判断というのは、それは確実ではない訳ですが、わざかだつたら出ないだろと思つて遙めていた或手続業務が、わずかの金額だつたら出る様になつてもたゞしてひびかない誤ですが、70,000ドルに対する登記税ということは、これは市長の給料のおよそ相倍になるはずであります。従いましておよそでなくして、なるだろといつた様な予測ではなくして、電話1本で5分間もあれば確かめることが出来るはずであります。その辺をもう少し、こういうふうな市財産しかも相当額にのぼる所の市有財産の取得にあたりましては、もう少しその辺まで小さい様ではあります、気をつかつてもらいたいと思いますそれに對して主管課長の総務課長ははどういうふうにお考えでありますか。

総務課長～今申し上げました様に従来我々があつかつた範囲においては、判断としてどうぞござりませじが、今御質問がありました様に細部にわたつて調査して見たいと思つております。

議長～暫休致します。(午後1時)

議長～再開致します。(午後1時5分)

5 番～はつきり6ドルの線で決定してありますが、山林、その他現状の利用価値等から評価致しまして4ドルの線も据れませんでしたかどうか、その折衝経過においての説明をお願い致します。

市長～今度の場合地目には山林とか畠とか原野があるんだが、今日では地目による価値の差というものは付けられないということで、一區に6\$というふうに話し合われたのであります、と申し上げますのはよそでも同じことで、必ずしも畠だから山林よりは安いとはいえない。利用価値は各々使い方にもありますので、そのために山林はいくらにするとか、原野はいくらにするとか地目による所の価値の差はつけられんから一率に6ドルにしようというふうに話し合れた様であります。

5 番～地目に關しては市長の説明の通りでありますが、現況の利用価値と云う面からは6ドルと8ドルのそのままで分けて出すという様で大ざつぽに決めた様な印象を受けます、もち論私は現場に行つたこともありませんから、ここで質問いたしておる誤でござりますが、現況における利用価値そういつた面からはもつと段階を、例えば3段階位に区分出来なかつたかどうか、この区を実際に現場を見てこられた当局のどなたでも結構ですから説明して下さい。

市長～この場合には、政府からも又私達としても実際この土地としては、もつと段階を付けるのが適當だというので、実は松林もあれば、ぬま地もあるし、実際あけた畠もあるし、それから石谷山もあるのでそれを段階つけてもらう様にというふうにいろいろお願いしましたが、先き

5 晴～満一判断があやまつて出なくてはいかないという場合になつた場合にも備えて判断というのは、それは確實ではない訳ですが、わずかだつたら出ないだろうと思つて進めていた或手続業務が、わずかの金額だつたら出る様になつてもたいしてひびかない訳ですが、70,000ドルに対する登記税ということは、これは市長の給料のおよそ何倍かになるはずであります。従いましておよそぞなくして、なるだろうといつた様な予測ではなくして、電話1本で5分間もあれば確認することが出来るはずであります。その辺をもう少し、こういうふうな市財産しかも相当額にのぼる所の市有財産の取得にあたりましては、もう少しその辺まで小さい様ではあります、気をつかつてもらいたいと思いますそれに対しても主管課長の総務課長はどういうふうにお考えでありますか。

総務課長只今申し上げました様に従来我々があつかつた範囲においては、判断としておきましたが、今御質問がありました様に細部にわたつて調査して見たいと思つております。

講 長～暫休願致します。(午後12時)

講 長～再開致します。(午後12時5分)

5 晴～はつきり6ドルの線で決定してありますが、山林。その他現状の利用価値等から評価致しまして4ドルの線も振れませんでしたかどうか、その折衝経過においての説明をお願い致します。

市 長～今度の場合地目には山林とか畑とか原野があるんだが、今日では地目による価値の差というものは付けられないということぞ、一率に6ドルというふうに話し合われたのであります。と申し上げますのはよそでも同じことで、必ずしも畑だから山林よりは安いとはいえない。利用価値は各々使い方にもありますので、そのために山林はいくらにするとか、原野はいくらにするとか地目による所の価値の差はつけられんから一率に6ドルにしようというふうに話し合われた様であります。

5 晴～地目に關しては市長の説明通りでありますが、現況の利用価値と云う面からは6ドルと8ドルのそのままに分けて出すという様で大ざつぱに決めた様な印象を受けます。もち論私は現場に行つたこともありませんから、ここで質問いたしておる訳でござりますが、現況における利用価値そういう面からはもつと段階を、例えば3段階位に区分出来なかつたかどうか。この区を実際に現場を見てこられた当局の方たでも結構ですから説明して下さい。

市 長～この場合には、政府からも又私達としても実際この土地としては、もつと段階を付けるのが適当だというので、実は松林もあれば、ぬま地もあるし、実際あけた畑もあるし、それから石粉山もあるのでそれを段階つけてもらう様にというふうにいろいろお願いしましたが、先き

申し上げました様に、いざ段階をつけるとしたら地主の方がどちらも山でも畠よりは高いんだと、いや畠が高いんだといや松林が高いんだということを相当もめて、じや一事にしようということで部落としても出来るだけ段階はつけようとしたけれども、これが出来なかつた様であります。

議長～外にありませんか、なければ質疑を打切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、本案に対する質疑を打切ることに御異議いたします。

議長～本案に対する討論を求めます。

1番～本案の財産の取得につきましては、その目的がかねて私達市の要望でありました商業高校が決定されまして、その商業学校敷地を政府に提供するための土地購入でございますので原案に賛成いたします。尚土地の購入に対しましては、過度の適切な要望がございまして、各地主の積極的な協力によつて本困难がまとまつたものと聞いております。併せて場元の各地主に対してもその勞に対し敬意を表し、本案の取得に賛成するものであります。

15番～結論からいって反対であります、当然高校急増対策の一環としては当然出でるべきでありますけれども、経費というものは当然その負担する額一概然、政府が負担すべきであります、市町村にしわ寄せするということは、まかりながらんと思つております、1次的に市が調達するといった様なことをずっと前々からいわれて来ましたけれども、高校が設立されてからもう十、五年にもなりますけれども、未だそういう問題点が解決されないまままであります。いかなる理由があつたにせよ財政の問題で非常にひつぱくしている市町村財政をおびやかすということは私としては賛成出来ないので、原案に反対致します。

議長～外にありませんか、なければ討論を打切りたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～ご異議がないものと認め討論を打切ることに致します。

議長～では謹案第38号財産(土地)の取得(購入)についてを表決に付します。原案に賛成の方举手願います、賛成多数でありますので、謹案第38号財産(土地)の取得(購入)については原案通り可決決定いたします。

申し上げました様に、いざ段階をつけるとしたら地主の方がどちらも山でも烟よりは高いんだと、いや煙が高いんだと、いや松林が高いんだということで相当もめて、じや一率にしようということで部落としても出来るだけ段階はつけようとしたけれども、これが出来なかつた様であります。

議 長～外にありませんか。なければ質疑を打切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、本案に対する質疑を打切ることに御異議いたします。

議 長～本案に対する討論を求めます。

1 番～本案の財産の取得につきましては、その目的がかねて私達市の要望でありました商業高校が決定されまして、その商業学校敷地を政府に提供するための土地購入でございますので原案に賛成いたします。尚土地の購入に対しましては、地元の適切な要望がございまして、各地主の積極的な協力によって本道幅がまとまつたものと聞いております。併せて地元の各地主に対してもその勞に対して敬意を表し、本案の取得に賛成するものであります。

15番～結論からいつて反対であります。当然高校急増対策の一環としては当然出自然出されるべきでありますけれども、経費というのは当然その負担する政府が負担すべきであります。市町村にしわ寄せするということは、まかりならんと思つております。1次的に市が調達するといつた様なことをずつと前々からいわれて来ましたけれども、高校が設立されてからもう十、四五年にもなりますけれども、未だそろいつた問題点が解決されないままあります。いかなる理由があつたにせよ財政の問題で非常にひづらくしている市町村財政をおびやかすということは私としては賛成出来ないので、原案に反対致します。

議 長～外にありませんか。なければ討論を打切りたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～ご異議がないものと認め討論を打切ることに致します。

議 長～では議案第38号財産（土地）の取得（購入）についてを表決に付します。原案に賛成の方挙手願います。賛成多数でありますので、議案第38号財産（土地）の取得（購入）については原案通り可決決定いたします。

議長～暫休憩致します。(午後12時7分)

議長～再開致します。(午後12時8分)

議長～日程第4、議案第39号土地無償貸与についてを議題と致します。専務局長をして朗読せしめます。

議長～本案に対する趣旨説明を求られます。

市長～最初に申し上げました様に今度の中央教育委員への商業高等学校の教地を決定するにどうしても貸与契約が必要であるというので、これを提案してありますので、よろしく御審議願います。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。(午後12時12分)

議長～再開致します。(午後12時13分)

5番～休憩中にも話合いがありました。この無償貸与の期間の99ヶ年ということについて、あえて99ヶ年という期間を打出したからにはそれなりの理由があるんじやないかと思います。当局と中央教育委員会側と折衝に当られた市長としてはさういうふうな回答を受けられたか、或は又折衝した結果99年数えて、中央教育委員会側が固執したその理由はな道にあるかをおわかりだつたら御説明願います。

市長～政府それから中央教育委員会に対しては一応の話はやつておりますがこれについては前に中部の工業高等学校を貸与した契約書があるのでそれに準じて契約することにしようという話合いになつたのですが、その場合にこの5条が中部工業高等学校の契約の場合に中部の市町村長、あの場合には議会も組合も一諸になつて振興会でこれを審議したのですが、これをどうも困るというので、何とかしてこのうち發を除いてもらいたいというふうに折衝したんですが、貸すという契約については期間が要ると、その期間となると中央教育委員会として既に文教局の今の高校は政府の方で毎年予算をねん出して、それで買上げていく方針ではあるが、申教育委員会としてはその金は全然ない額であります。委員会として期間を決めるとは何日になるかは分らないと、又何年度はいくらの予算を計上、何年度までには全部買上げるということは立法院で譲決してからでないといえない事であるし、私達としてはその予算ももつていないし、又買上げの約束も出来ないのでいつまでもこれを借りるんだという中央教育委員会の気持で99ヶ年中央教育委員会としては期限を示されないという所から、こういうことを入れてあるから、然しこれであつても政府の方で年次毎に予算をねん出して買上げて行くという工作は諦じられている様であるからそういうふうに了解してもらいたいということで、申中央工業高校の場

議長～暫休憩致します。(午後12時7分)

議長～再開致します。(午後12時8分)

議長～日程第4，議案第39号土地無償貸与についてを講題と致します。事務局長をして朗読せしめます。

議長～本案に対する趣旨説明を求めます。

市長～最初に申し上げました様に今度の中央教育委員への商業高等学校の敷地を決定するにどうしても貸与契約が必要であるというので、これを提案してありますので、よろしく御審議願います。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。(午後12時12分)

議長～再開致します。(午後12時13分)

5番～休憩中にも話合いがありました。この無償貸与の期間の99ヶ年ということについて、あえて99ヶ年という期間を打出したからにはそれなりの理由があるんじやないかと思います。当局と中央委員会側と折衝に当られた市長としてはどういうふうな印象を受けられたか。或は又折衝した結果99年数えて、中央教育委員会側が固執したその理由はなににあるかをおわかりだつたら御説明願います。

市長～政府それから中央教育委員会に対しては一応の話はやつておりますがこれについては前に中部の工業高等学校を貸与した契約書があるのでそれに随じて契約することにしようという話合いになつたのですが。その場合にこの5条が中部工業高等学校の契約の場合に中部の市町村長。あの場合には講会も組合も一諸になつて振興会でこれを審議したのですが、これをどうも困るというので、何とかしてこの5条を除いてもらいたいというふうに折衝したんですが、貸すという契約については期間が要ると、その期間となると中央教育委員会としては、文教局の今の高校は政府の方で毎年毎年予算をねん出して、それで買上げていく方針ではあるが、中教育委員会としてはその金は全然ない説であります。委員会として期間を決めることは何日になるかは分らないと、又何年度はいくらの予算を計上、何年度までには全部買上げるということは立法院で議決してからではないといえない事であるし、私達としてはその予算ももつていないし、又買上げの約束も出来ないのでいつまでもこれを借りるんだという中央教育委員会の気持で99ヶ年中央教育委員会としては期限を示されないという所から、こういうことを入れてあるから、然し入れてあっても政府の方で年次的に予算をねん出して買上げて行くという工作は講じられている様であるからそういうふうに了解してもらいたいということで、中央工業高校の場

合にはそのままで済まし地獄で今度の場合もいた様な契約を浦添村もしているし又宜野湾市もこういうふうに出していますが、前に中部工農高等学校の方式で契約はしてよろしいという話はいたしましたので、原案としてこれを出してあります。

5番～商業高校を我が宜野湾市内に設置するということは非常によいことがあります。然し原則としては全額諸費用を政府で負担すべきであります。いろいろの事情から、これは政府が出張さないとがん張つていて以上は、だからといって我が宜野湾市もそれじや我々も契約をしないということになると目的のいわゆる商業学校満喫誘致は出来ません。そういうた關係でお互いの宜野湾市のひんぱな財政から無理に70,000ドルを抜じて買い上げるということになつておりますが、これを早い機会に当きたら来年でも或は再来年でも成るべく短期间の中に金都政府に買い上げてもらう様にするにはこの無償貸与の期間を1年最悪の場合止むを得ない場合でも例えば9ヶ月年とかそういうふうに打消すべきであります。9ヶ月年といつた様な全くゆめを見る様な期間ではなくて政府はこの期間は買わなくともよいといつた様な政府の立場からの契約になつております。これは我々は先程市長の説明にありました様に、何れ政府が買い取つてもらんだといつても9ヶ月年の修用権を獲得した後は政府は絶対そこまで行かなくても、いわゆる買い上げなくでもよいという立場を取るはずであります。従いまして宜野湾市としましては早く買い取つてくれという立場にするからには、この無償貸与の期間を1ヶ月年乃至2～3ヶ月年に限定すべきであります。9ヶ月年間ち100ヶ月年と同じであります。それを自らがそういうているから或は中部工業高校もそうであつたから、こういうふうにしたんだという政府のそういうふうな日圖を減程そうかというふうに感ずるのは私には納得出来ないであります。まだが通らない話はあくまで拒否すべきであつて私はこの9ヶ月年という無償貸与の期間そのものには、宜野湾市の最悪な不利の条件であるとこういうふうに思ひます。そこで市長はこの無償貸与の契約の条項を賜に相手側と個々について折衝なされた上での条件と感りますが、それでよいという意志表示を為された謂でござりますか、政府に対して宜野湾市側としては9ヶ月年でも結構ですと。そういうふうな意志表示を賜に為され地獄でありますか、全く軽率なお尋ねはいかと私は思ひます。あくまで政府に買い取つてもらう為にはそのことが出来る様にする。必ず某地を我々に維持してなくちゃならないと思ひます。期間が9ヶ月年修用することを与えてしまつてからは買い取つてくれということをいえないこともありませんが、強制に買い取つてくれと主張する為には失張り都合の悪いようあります。ですから何故宜野湾市としてどうしても9ヶ月年の期間は出来ないんだ、長くて5ヶ月年出来たら1ヶ月年位にしたいんだというふうなそういうつたふうな自らの考見に至くところの意志表示を何故為さなかつたか、私はそういうふうな消極的な当局の出方に対して不満をもつております。この9ヶ月年は折衝に当られた市長個人といたしまして5ヶ月年乃至もつと短い期

合にはそのままで済ました訳で今度の場合も以た様な契約を浦添村もしているし又宜野湾市もこういうふうに出していますが、前に中部工業高等学校の方式で契約はしてよろしいという話はいたしましたので、原案としてこれを出してあります。

5 暫～商業高校を我が宜野湾市内に設置するということは非常によいことがあります。然し原則としては全額諸費用を政府で負担すべきであります。いろいろの事情から、これは政府が出資さないとがん張つている以上は、だからといつて我が宜野湾市もそれじや我々も契約をしないということになると目的のいわゆる商業学校開拓誘致は出来ません。そういうつた關係でお互いの宜野湾市のひん弱な財政から無理に70,000ドルを投じて買い上げるということになつておりますが、これを早い機会に出来たら来年でも或は再来年でも成るべく短期間の中に全部政府に買い上げてもらう様にするにはこの無償貸与の期間を1年最悪の場合止むを得ない場合でも例えば5ヶ年とかそういうふうに打出べきであります。99ヶ年といつた様な全くゆめを見る様な期間まあくまで政府はこの期間は買わなくてよいといつた様な政府の立場からの契約になつております。これは我々は先程市長の説明にありました様に、何れ政府が買い取つてもらはんといつても99ヶ年の使用権を獲得した後は政府は絶対そこまで行かなくても、いわゆる買い上げなくてもよいという立場を取るのは必ずあります。従いまして宜野湾市としましては早く買い取つてくれという立場にするからには、この無償貸与の期間を1ヶ年乃至2～3ヶ年に限定すべきであります。99ヶ年即ち100ヶ年と同じであります。それを向こうがそういうつているから或は中部工業高校もそうであつたから、こういうふうにしたんだという政府のそういうふうな口調を成程そうかというふうに応ずるのは私には納得出来ないであります。すじが通らない話はあくまで拒否すべきであつて私はこの99ヶ年という無償貸与の期間そのものには、宜野湾市の最悪な不利の条件であるとこういうふうに思います。そこで市長はこの無償貸与の契約の条項を既に相手側と個々について折衝なされた上での要件だと思いますが、それでよいという意志表示を為された訳でござりますか。政府に対して宜野湾市側としては99ヶ年でも結構ですと、そういうふうな意志表示を既に為された訳でありますか。全く軽率なお尋ねではないかと私は思います。あくまで政府に買い取つてもらう為にはそのことが出来る様にする。先ず繋地を我々に維持してなくちやならないと思います。期間が99ヶ年使用することを与えてしまつてからは買い取つてくれということをいえないこともあります。強固に買い取つてくれと主張する為には失張り都合の悪いようあります。ですから何故宜野湾市としてどうしても99ヶ年の期間は出来ないんだ。長くて5ヶ年出来たら1ヶ年位にしたいんだというふうなそういうつたふうな自らの考えに基くところの意志表示を何故為さなかつたか、私はそういうふうな消極的な当局の出方に対して不満をもつております。この99ヶ年は折衝に当られた市長個人といたしまして5ヶ年乃至もつと短期

間に訂正する可能性はないものであるか、市長はどういうふうにお考えになつておられますか。見透して結構でございます。

市長～話は中都商業高等学校をどちらに誘致するという時の話でありますので、こちらは何んとかして誘致したいという願ひがありました。それぞれじや工業高等學校や浦添の高等学校のような契約でよいかといつておりましたので、私はよいと答えておりますので、一つ一つの条文についての文教局とも中央教育委員とも話し合はれておりません。只両校の方式契約してよいということを局にも中央教育委員にも話しただけでありますので、これの決定についてはこちらこの案が決せられば中央教育委員会にこの案が提出されるのであります。若し今の99ヶ年という貸与期間が5ヶ年なり。3ヶ年なりに訂正してこちらから譲渡してもつて行つた場合には中央教育委員がこれを認めるかどうかは盡み薄いんじやないかというふうな感じがするのであります。と申上げるのは浦添もそういうふうにやつていてるのに宜野湾だけがそれじやいかんということになれば、これはきつかしいんじやないかといふ感をもつてている訳であります。

5番～総務課長が知つてある範囲内で結構であります。政府有地いわゆる政府の用地として民間若しくは公共団体に貸してある土地。この土地の賃貸借期間は普通どの位の期間がとられておりますか？

総務課長～こちらの直接の賃貸借の契約もございますが、その例から言つまると5年乃至7年という契約期間で数されております。然しそれはその賃貸する目的によつて、いわゆる建物を建設する目的などの場合は借地法の適用も受けますので、たとへ7ヶ年とか或は5ヶ年とかになつても実際上は借地法の適用によつて効力はないんだが、然し政府としては5ヶ年という契約の事例もございますけれども充分それを考慮して戚きまして、その期間毎に賃料その他の契約の更新を為されております。賃料についてはそういう事例がございます。

5番～更に総務課長に見解をお付いします。この土地の場合には賃貸契約でなくて、無償貸与であります。でありますからにはたゞ短期間といふような期間で設定しても、この期間毎に地代の更新をかう扱なわすらしい問題はたいへんあります。單なるいわゆる借地期間だけではあります。そういう内容でありますからあえて99ヶ年といふようにしなくとも別に政府側としては支障はないものと私は思ひます。にもかかわらずあえて99ヶ年と設定したからには、~~なぜ~~何かそこには我々が知らぬ所の理由があるのか、ないのか、この辺はつきりしてもらひ、場合によつては納得も出きるし、或は場合によつては納得も出きないというふうな結論は出せる訳であります。この99ヶ年とすれば我々はよく然としております。

総務課長～これは当局としてでなくて私の見解としてであります。この無

間に訂正する可能性はないものであるか、市長はどういうふうにお考えになつておられますか。見透して結構でございます。

市長～話は中部商業高等学校をこちらに誘致するという時の話でありますので、こちらは何んとかして誘致したいという弱みがありました。それぞれじや工業高等学校や浦添の高等学校のような契約でよいかといつておりましたので、私はよいと答えておりますので、1つ1つの条文についての文教局とも中央教育委員とも話し合いはしております。只両校の方式契約してよいということを局にも中央教育委員にも話しただけでありますので、これの決定についてはこちらこの案が決まれば中央教育委員会にこの案が出されるのでありますが、若し今の99ヶ年という貸与期間が5ヶ年なり、3ヶ年なりに訂正してこちらから譲り渡してもつて行つた場合には中央教育委員がこれを認めるかどうかは望み薄いんじやないかというふうな感じがするのであります。と申し上げるのは浦添もそういうふうにやつているのに宜野湾だけがそれじやいかんということになれば、これはむつかしいんじやないかという感をもつてゐる訳であります。

5番～総務課長が知つてゐる範囲内で結構であります。政府有地いわゆる政府の用地として民間若しくは公共団体に貸してある土地、この土地の賃貸借期間は普通どの位の期間がとらわれていますか。

総務課長～こちらの直接の賃貸借の契約もございますが、その例から致しますと5年乃至7年という契約期間でなされております。然しこれはその賃貸する目的によつて、いわゆる建物を建設する目的などの場合は借地法の適用も受けますので、たとへ7ヶ年とか或は5ヶ年とかになつても実際上は借地法の適用になつて効力はないんだが、然し政府としては5ヶ年という契約の事例もございますけれども充分それを考慮して戴きまして、その期間毎に賃料その他の契約の更新を為されております。賃料についてはそういう事例がございます。

5番～更に総務課長に見解をお伺いします。この土地の場合には賃貸契約でなくして、無償貸与であります。でありますからにはたとへ短期間というふうな期間で設定しても、この期間中に地代の更新とかいう様なわざらわしい問題はない訳であります。単なるいわゆる使用期間だけであります。そういう内容でありますからあえて99ヶ年というふうにしなくても別に政府側としては支障はないものと私は思います。にもかかわらずあえて99ヶ年と設定したからには、~~なぜ~~何かそこには我々が知らない所の理由があるのか、ないのか。この辺さえはつきりしてもらえば、場合によつては納得も出きるし、或は場合によつては納得も出きないというふうな結論は出せる訳であります。この99ヶ年これは我々ばく然としております。

総務課長～これは当局としてでなくて私の見解としてであります。この無

賃貸与ということになつてのいろいろの目的、貸与の目的によつて違うと思いますが、今回の場合の例からしまして政府が当然予算の計画、年次計画によつて中部工業方式で買い上げていくといふうな政策的な基本線をもつて居られる様であるんだが、然しそれははつきり文書上に示したいわゆる細目どうするといふうな具体的な図示はこれは毎会計年度の予算とも関連も御ざいますので、いろいろそういうふうな事情もあると思いますが、いわゆるどの使用目的がちいたしますと、高校設置という目的からしますとそれは半永久的と解してよいんじやないかといわゆる契約期間によつて高校を廢止するとかあるいは又高校の施設そのものは本市においてはあくまでも永久的なものでなくではならないといふうな使用目的の公共施設を建設するといふうな意味からは、その施設の承継性といふ意味から恒久的なものであるといふうな意味から契約の体系においては、99ヶ年になつてゐるんだはないかと、こうかいしやすくしております。只残されているのは、この期間をどうおじめていくかというものがこれからの方題になると想いますが、これについては一応当局並びに議会の全員でちつて今後の、今度は来年度の予算獲得の面にうんと奮發してちつて出来るだけこの期間の実質的な短縮を行ふ努力を払つていくといふうな面で或る程度の解消は出きるんじやないかといふうな見解をもつております。只今申し上げました様に99ヶ年についても施設そのものの目的は半永久的なうして半永久的にあつてもらいたい高校施設であるといふうな意味から解して載ければと思います。

5 番～もち論今の総務課長の説明の通りであります、ねらいは早い期間に全部買い上げてもらうためにはという立場に立つてある點であります、そうするためにはこの期間を短縮しておいた方が宜野湾市としては買い上げの主張がやりやすい、そういう意味であります、特に賃貸でもなし、無償貸与でありますからには契約の内容は無償で土地を提供する場合に有利に期間を設定すべきであつて無償で土地を使用する政府側に百も有利に期間を設定することは契約の公平のせい神からむじゅんじております、これはその辺を基して市民から批判を受けないかどうか非常に懸念するものであります、市長はこの問題について今先の説明ではどうも説明はない様な気がするといふうな御説明であります、もう1回宜野湾市の考え方をいわゆる無償貸与の期間を短縮してもらいたいという考え方を手方に伝える考え方はありませんか。

市長～今日から中央教育委員会が開催されますので、正直な所これの提案をするために向こうからも職員が来ておりますが、向こうは時間を争つてこれを待機しているかつてありますので、今からこの折衝の余地がないんじやないかと思います。

5 番～今の市長の御説明と関連して質問をします、折衝の時間はないということだと思いますが、もつと審議期間を充分議会に審議にも余地

償貸与ということになつてのいろいろの目的。貸与の目的によつて違うと思いますが、今回の場合の例からしますと政府が当然予算の計画、年次計画によつて中部工業方式で買い上げていくといふうな政策的な基本線をもつて居られる様であるんだが、然しそれははつきり文書上に示したいわゆる何日どうするといふうな具体的な明示はこれは毎会計年度の予算とも関連も御ざいますので、いろいろそろいふうな事情もあると思いますが、いわゆるこの使用目的からいたしますと、高校設置という目的からしますとこれは半永久的と解してよいんじやないかといわゆる契約期間によつて高校を開止するとかあるいは又高校の施設そのものは本市においてはあくまで永久的なものでなくてはならないといふうな使用目的の公共施設を建設するといふうな意味からは、その施設の承継性といふ意味から恒久的なものであるといふうな意味から契約の体系においては、99ヶ年になつてゐるんだではないかと、こうかいしやすくしております。只残されているのは、この期間をどうちじめていくかといふのがこれから課題になると思いますが、これについては一応当局並びに講会の全員でもつて今後の、今度は来年度の予算獲得の面にうんとふん発してもらつて出来るだけこの期間の実質的な短縮を圖つて行く努力を払つていくといふうな面で或る程度の解消は出るんじやないかといふうな見解をもつております。只今申し上げました様に99ヶ年についても施設そのものの目的は半永久的なうして半永久的にあつてもらいたい高校施設であるといふうな意味から解して載ければと思ひます。

5 番～もち論今の総務課長の説明通りであります。ねらいは早い期間に全部買い上げてもらうためにはという立場に立つておる訳であります。そうするためにはこの期間を短縮しておいた方が宜野湾市としては買い上げの主張がやりやすい。そういう意味であります。特に賃貸でもないし、無償貸与でありますからには契約の内容は無償で土地を提供する場合に有利に期間を設定すべきであつて無償で土地を使用する政府側に百%有利に期間を設定することは契約の公平のせい神からむじゆんしております。これはその辺を果して市民から批判を受けないかどうか非常に懸念するものであります。市長はこの問題について今先の説明ではどうも望みはない様な気がするといふうな御説明がありました。もう1回宜野湾市の考え方をいわゆる無償貸与の期間を短縮してもらいたいという考え方を手方に伝える考え方はありませんか。

市長～今日から中央教育委員会が開催されますので、正直な所これの提案をするために向こうからも職員が来ておりますが、向こうは時間を争つてこれを待機しているかつこうでありますので、今からこの折衝の余ゆうがないんじやないかと思います。

5 番～今の市長の御説明と関連して質問致します。折衝の時間はないということであります。もつと審議期間を充分講会に審議にも余ゆう

- を争えるために 17 國定情會をもつと早く招集することは出来なかつたかどうか、この件についてお伺い致します。またお尋ねするところですが、多少の間違はござりますが、どうぞお聞き下さい。
- 市長～私達としても早くそれを招集して検討をしたいと思ひますが、専決その我如古ということの決定が昨日のひるじめ出来なかつたので、もつと前に招集は出来なかつたのであります。(手帳を示す) いわゆる、いつからいつまででござりますが、この間の専決が出来たときから、いつまででござります。
- 議長～暫休憩を取ります。(午後正2時39分)
- 議長～再開致します。(午後正2時45分)
- 議長～再開致します。(午後正2時45分)
- 議長～外にありませんか。なければ質疑を打切りたいと思ひますが、御異議ございませんか。なしであります。本案に対する討論にあつては、(異議なしと呼ぶ) ございません。このことより本題をもとめて聞くかたの立場から、たゞ一つの意見を述べることとする。それで、(手帳) 一回
- 議長～御異議がないものと認め、本案に附する質疑を打切ることにいたします。
- 議長～本案に対する討論を求める者、(手帳) おられた所へ車子を駆け付けておられる方へおかけください。おかけください。
- 14番～結論から申上げます。原案に賛成であります。理由は先の議案第38号の財産取得の事件と関連致しますので原案に賛成いたします。要望を申し上げます。問題は契約期間であります。当局におかれても気をゆるめず予算獲得に努力してもらう様御要望致します。
- 5番～第1条から第4条までは中部商業高校の敷地と関連致しまして充分了解出します。しかしながら第5条の9ヶ年という条文がありますので、それは前得できません。従いまして第39号議案に附し審査しては第5条の条文に賛成出来ませんので、反対いたします。
- 15番～結論から申上げまして反対であります。理由は議案第38号で反対した通りの理由であります。
- 12番～結論から申上げまして反対であります。先程の市長の答弁によりますと相手側即ち政府の中央教育委員会とはこの契約について秋各校毎には充分なる取り決めはやらなかつた。只單に向こうからの契約をそのまま受け入れようということでありますので、原案に対し反対致します。
- 議長～外にありませんか。なければ討論を打切りたいと思ひますが、御異議ございませんか。
- (異議なしと呼ぶ)

を与えるために 17 回定期会をもつと早く招集することは出来なかつたかどうか、この件についてお伺い致します。

市長～私達としても早くそれを招集して検討もしたいと思いますが、事実その我如古ということの決定が昨日のひるしか出来なかつたので、もつと前に招集は出きなかつたのであります。

議長～暫休憩致します。（午後 12 時 35 分）

議長～再開致します。（午後 12 時 45 分）

議長～外にありませんか。なければ質疑を打切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打切ることにいたします。

議長～本案に対する討論を求めます。

14 番～結論から申上げます。原案に賛成であります。理由は先の議案第 38 号の財産取得の案件と関連致しますので原案に賛成いたします。要望を申し上げます。問題は契約期間であります。当局におかれても気をゆるめず予算猶豫に努力してもらう様御要望致します。

5 番～第 1 条から第 4 条までは中部商業高校の敷地と関連致しまして充分了解出きます。しかしながら第 5 条の 99 年という条文がありますので、それは納得できません。従いまして第 39 号議案に対しましては第 5 条の条文に賛成出来ませんので、反対いたします。

15 番～結論から申上げまして反対であります。理由は議案第 38 号で反対した通りの理由であります。

12 番～結論から申上まして反対であります。先程の市長の答弁によりますと相手側即ち政府の中央教育委員会とはこの契約については各条毎には充分なる取り決めはやらなかつた。只単に向こうからの契約をそのまま受け入れようということでありますので、原案に対し反対致します。

議長～外にありませんか。なければ討論を打切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がないものと認め本案に対する討論を打切ることにいたします。

議長～議案第39号土地の無償貸与についてを表決に付します。賛成の方挙手願います。賛成の方挙手願います。賛成多数でありますので、議案第39号、土地の無償貸与については原案通り可決決定致します。

議長～暫休憩致します。(午後12時50分)

議長～再開致します。(午後12時53分)

議長～本日の日程が全部終了致しますので、これをもつて本日の会議を終ることに致します。尚次回は16日(水曜日)の午前10時から再開することに致します。

※散会式(午後12時54分)

議長～御異議がないものと認め本案に対する討論を打切ることにいたします。

議長～議案第39号土地の無償貸与についてを表決に付します。
原案に賛成の方举手願います。
賛成多数でありますので、議案第39号、土地の無償貸与について
は原案通り可決決定致します。

議長～暫休憩致します。（午後12時50分）

議長～再開致します。（午後12時53分）

議長～本日の日程が全部終了致しますので、これをもつて本日の会議を終
ることに致します。尚次回は16日（水曜日）の午前10時から再
開することに致します。

散会（午後12時54分）